

【 精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続きのご案内 】



1 申請に必要なもの

〈 新規 〉・〈 再申請 〉

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ② 診断書(精神保健福祉手帳用)
- ③ 顔写真(縦4×横3cm おおむね6ヶ月以内のもの。ただし、ホラロト、家庭用プリンターでの印刷は不可)
- ④ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)
又は
① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書 ② 年金事務所等照会同意書
③ 顔写真(縦4×横3cm おおむね6ヶ月以内のもの。ただし、ホラロト、家庭用プリンターでの印刷は不可)
④ 精神障害が事由の障害基礎年金証書(平成9年1月以降の分)と年金振込通知書(一番最近のもの)
又は精神障害が事由の特別障害者給付金の証書と給付金振込通知書(一番最近のもの)
⑤ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)

〈 更新 〉

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ② 診断書(精神保健福祉手帳用)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 顔写真(今回の申請で等級が変更になった場合は後日提出)
- ⑤ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)
又は
① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書 ② 年金事務所等照会同意書
③ 精神障害が事由の障害基礎年金証書(平成9年1月以降の分)と年金振込通知書(一番最近のもの)
又は精神障害が事由の特別障害者給付金の証書と給付金振込通知書(一番最近のもの)
④ 精神障害者保健福祉手帳 ⑤ 顔写真(今回の申請で等級が変更になった場合は後日提出)
⑥ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)
**※年金証書等の写しによる申請の場合は、年金事務所等に照会するため、交付が遅くなる場合があります。
また、手帳の等級は年金の等級と同じになります。**

〈 兵庫県内(神戸市を除く)の居住地・氏名の変更 〉

- ① 居住地等変更届
- ② 精神障害者保健福祉手帳(原本:窓口で訂正)
- ③ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)

〈 他都道府県(神戸市を含む)からの転入 〉

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ② 居住地等変更届
- ③ 精神障害者保健福祉手帳(写し)
- ④ 兵庫県同意書
- ⑤ 顔写真(縦4×横3cm おおむね6ヶ月以内のもの。ただし、ホラロト、家庭用プリンターでの印刷は不可)
- ⑥ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)

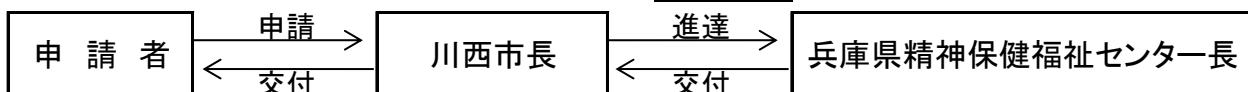
〈 等級変更 〉

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ② 障害等級変更申請書
- ③ 診断書又は障害基礎年金証書と振込通知書(一番最近のもの)等
- ④ 精神障害者保健福祉手帳
- ⑤ 顔写真(縦4×横3cm おおむね6ヶ月以内のもの。ただし、ホラロト、家庭用プリンターでの印刷は不可)
- ⑥ 年金事務所等照会同意書
- ⑦ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)

〈 破損・紛失・写真貼付 〉

- ① 精神障害者保健福祉手帳再交付申請書
- ② 精神障害者保健福祉手帳
- ③ 顔写真(縦4×横3cm おおむね6ヶ月以内のもの。ただし、ホラロト、家庭用プリンターでの印刷は不可)
- ④ 個人番号カード(お持ちでない場合は、個人番号通知カードと写真付きの公的身分証明書類)

2 申請から精神障害者保健福祉手帳交付まで 約3ヶ月



3 申請に必要な診断書作成に要する諸経費は、申請者の負担になります。

従って、審査の結果、精神障害者保健福祉手帳の認定がされなくても、その経費は返還できませんので、あらかじめご了承ください。

(担当) 川西市 障害福祉課
〒 666-8501 川西市中央町12-1
TEL 072-740-1178